

# 民生利用以上の県民説明が必要

## 県知事が防衛力強化整備の特定利用港湾指定を受諾

浜田知事は3月22日、昨年10月に政府から示された高知港（新港含む）、須崎港、宿毛湾港を自衛隊が演習等で使用できる「特定利用港湾」の指定に合意し、政府と確認文書を交わすと発表しました。知事は「国との協定は、平時における自衛隊の利用であり、大規模災害時対応に有効で有事利用は想定していない。」と説明していますが、受諾決定に至るこれまでの経過において、内容詳細について公開の県民説明がなく、県議会の議決も行われていません。

高知県平和運動センターと県護憲連合は、国の安保3文書にもとづく「有事」での軍事活用が指定の核心にあり、高知県民の生命・安全を脅かす。1997年決議された「港湾における非核平和利用」決議にも反するものとして、指定受け入れをしないよう申し入れ要請を行い、県民への十分な説明責任を求めてきたところです。政府との確認事項2項において「自衛隊・海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ緊密に連携し柔軟かつ迅速に施設を利用できる。」とある規定に（ ）書きで（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）とある重大な点に、私たちは大きな危機感をもっておく必要があります。国の「国家安全保障戦略」には平素からの利活用を「台湾有事」の際にも対応できるようにするとあり、有事判断の「重要影響事態」（自衛隊として武力行使はできないが米軍の支援が可能）や「存立危機事態」（日本が攻められていなくても集団的自衛権に基づき米軍とともに反撃できる）となった際には日米協定が最優先となり、「民生利用」が完全に「軍事利用」に転嫁されるということです。

つまり、高知の港湾が敵地を攻撃する武器弾薬の補給、自衛隊部隊が米軍とともに出撃する軍事拠点となり、同時に攻撃される拠点となってしまう重大なデメリットが、県民に十分に説明されていないといえます。まさに、沖縄南西諸島・九州ですすめられている「軍事拠点」整備がもはや他人事ではなくなってきたと理解しておかなければなりません。

今後は、特定指定にともなう港湾整備が「有事想定」を含んで具体的にどのように行われていくのか十分に注視し、県議会での説明・意見反映を粘り強く求めていかなければならないと考えます。